

基発0610第1号  
職発0610第2号  
平成23年6月10日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
(公印省略)  
職業安定局長  
(公印省略)

「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け基発0324第1号・職発0324第9号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示180号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

## 記

- 1 青森県及び茨城県の地域内に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「青森県及び茨城県に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年3月11日から同年7月28日までにその期限が到来するものについて、同年7月29日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、岩手県、宮城県及び福島県における延長後の納期限等は、別途これらの県における災害の状況等を踏まえ定められること。

- 2 本件期限到来後は、青森県及び茨城県に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令(総務五四)

○東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令(財務二七)

### 〔規 則〕

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則(国家公安委一〇)

### 〔告 示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件(総務・法務・経済産業三)

○戸籍が滅失した件(法務二九九)

○日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定の署名に関する件(外務一九七)

○奇附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件(財務二〇四)

○青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件(厚生労働一八〇)

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(国土交通六二三)

○指定装置を取り付けることができる自動車等の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件(同六二四、六三六、同六三七)

○水路測量の実施に関する件(海上保安庁一一八)

○海上における射撃訓練等を実施する件(防衛一三七)

〔国会事項〕  
〔人事異動〕  
〔皇室事項〕  
〔官庁報告〕

労働  
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

### 国家試験

平成二十三年度裁判所職員(裁判所事務官)採用I種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(最高裁判所)  
平成二十三年度裁判所職員(裁判所事務官)採用II種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(同)  
平成二十三年度裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用I種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(同)

### 〔公 告〕

### 諸事項

官庁  
押収物還付、有権者申出方、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条、公示送達、建築士懲戒処分関係  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係  
特殊法人等  
農林水産省共済組合法の一部変更関係  
会社その他

## 省 令

○総務省令第五十四号  
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)を実施するため、及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百六十六条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令を次のように定める。  
平成二十三年六月十日  
総務大臣 片山 善博

東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令  
(地共済法の死亡に係る給付の決定の特例)

第一条 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「地共済規程」という。)第二百二条(地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号。以下「地共済規則」という。))第十二条の十第一項において準用する場合を含む。の規定により行う支払未済の給付の請求は、地方公務員等共済組合法(以下「地共済法」という。)による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。))第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第二百二条第二項第二号(地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に代えて、その者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができると認められる書類を併せて提出しなければならない。

2 地共済規程第二百二条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第二百二条ただし書に規定する死亡の事実を証明する書類に代えて、これらの者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

第十二条 事務所の常用語は、英語とする。

事務所の会計は、毎年、検査し、及び三箇国外相会議に報告する。事務局長は、三箇国外相会議の承認を条件として、その検査の手續を定める。

第十四条 いずれの締約国政府も、この協定の改正を提案することができる。この協定は、締約国政府の書面による合意によつて改正することができる。

第十五条 各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手續が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この協定は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。

以上を証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。  
二十年十二月十六日にソウルで、英語により本書三通を作成した。  
日本国政府のために  
武藤正敏  
張森森  
大韓民国政府のために  
金星煥  
○財務省告示第二四四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八條第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七條第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十三年六月十日  
財務大臣 野田 佳彦

前文に後段として次のように加える。  
なお、東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十年十二月三十一日までの間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人

の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。  
本文第一号中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。次号及び第三号において同じ。」を削り、本文の次の一号を加える。  
四 法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五十六号）附則第四條第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成二十五年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の承認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建築物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあつては、その法人が行う法人税法第二條第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）のうち東日本大震災によ

り滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建築物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合）は、当該建築物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるもの全額

○厚生労働省告示第八十号  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十三條、船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）第三十七條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第八十九條（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第一項（平成二十二年法律第十九号）以下「平成二十二年法律第十九号」）及び「平成二十二年法律第十九号」第二十二條第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）以下「厚生年金特例法」という。）第二條第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第二十三号）第六十二條及び労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）以下「徴収法」という。）第三十條（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）以下「整備法」という。）第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八條第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一條及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三條第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）にお

いて別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年法律第二号）及び「平成二十二年法律第十九号」第二十二條第一項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在する事業所又は事務所（健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所を有する事業所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三條に規定する場合においては、同條の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所を有する厚生年金保険法附則第四條の三第一項の規定による被保険者（同條第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所を有する若しくは事業所若しくは事務所を有する若しくは事業主又は当該地域に住所を有する同條第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務所組合であつて当該地域にその主たる事務所を有するもの（以下「特定事務所組合」という。）に労働保険事務所を委託している事業主又は特定事務所組合に係るものについて、平成二十三年七月二十八日までの間に到来するものについて、平成二十三年七月二十九日とする。  
平成二十三年六月十日  
厚生労働大臣 細川 律夫

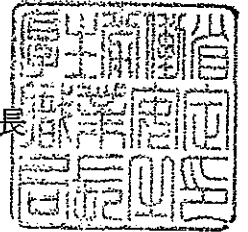
指定地域  
青森県  
茨城県

平成二十三年六月十日

職 発 0610 第 1 号  
平成 23 年 6 月 10 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示 180 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

#### 記

- 1 青森県及び茨城県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 7 月 28 日までにその期限が到来するものについて、同年 7 月 29 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。  
また、岩手県、宮城県及び福島県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの県における災害の状況等を踏まえ定められること。
- 2 本件期限到来後は、青森県及び茨城県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

明治二十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休日）  
第三種郵便物認可

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令（総務五四）
- 東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令（財務二七）

### 〔規 則〕

- 警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委一〇）

### 〔告 示〕

- 電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業三）
- 戸籍が滅失した件（法務二九九）
- 日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定の署名に関する件（外務一九七）

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務二〇四）

○青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（厚生労働一八〇）

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通六二三）

○指定装置を取り付けることができる自動車等の範囲に掲げる車名及び型式を追加した件（同六二四、六三六）

○原動機付自転車等の型式を認定した件（同六三七）

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一一八）

○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一三七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

内閣 法務省

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

### 国家試験

平成二十三年度裁判所職員（裁判所事務官）採用I種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（最高裁判所）

平成二十三年度裁判所職員（裁判所事務官）採用II種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（同）

平成二十三年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用I種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（同）

### 〔公 告〕

### 諸事項

官庁 押取物還付、有権者申出方、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条、公示送達、建築士懲戒処分関係

裁判所 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等 農林水産省共済組合法の一部変更関係

会社その他

## 省 令

○総務省令第五十四号  
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）を実施するため、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百四十六条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十日  
総務大臣 片山 善博

東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令

（地共済法の死亡に係る給付の決定の請求の特例）

第一条 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「地共済規程」という。）第百二条（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号。以下「地共済規則」という。）第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う支払未済の給付の請求は、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百二条第二項第二号（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に代えて、その者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができるとする書類を併せて提出しなければならぬ。

2 地共済規程第百二条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、組合員若しくは組合員であつた者又は組合員の被扶養者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百二条ただし書に規定する死亡の事実を証明する書類に代えて、これらの者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

第十二条 事務所の常用語は、英語とする。

第十三条 事務所の会計は、毎年、検査し、及び三箇国外相会議に報告する。事務局長は、三箇国外相会議の承認を条件として、その検査の手續を定める。

第十四条 いずれの締約国政府も、この協定の改正を提案することができる。この協定は、締約国政府の書面による合意によつて改正することができる。

第十五条 各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手續が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この協定は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。  
二十年十二月十六日にソウルで、英語により本書三通を作成した。  
日本国政府のために  
武藤正敏  
張森森  
大韓民国政府のために  
金星煥

〇財務省告示第二四四号  
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八條第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七條第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十三年六月十日  
財務大臣 野田 佳彦

前文に後段として次のように加える。  
なお、東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義））に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十年十二月三十一日まで間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。）は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人

の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。  
本文第一号中「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義））に規定する東日本大震災をいう。次号及び第三号において同じ。」を削り、本文に次の一号を加える。  
四 法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）同法別表第二に掲げる法人（法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成二十五年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の承認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該承認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該承認を受けた場合を含む。）におけるその承認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあつては、その法人が行う法人税法第二條第三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）のうち東日本大震災によ

り滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認められたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復すること）が適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合に、当該建物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるもの全額

〇厚生労働省告示第八十号  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十三條、船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）第三十七條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第八十九條（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第一項（平成二十二年法律第十九号）以下「平成二十二年法律第十九号」という。）第二十二條第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）以下「厚生年金特例法」という。）第二條第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二十三号）第六十二條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）以下「徴収法」という。）第三十條（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）以下「整備法」という。）第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八條第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一條及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三條第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）にお

いて別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年法律第二号）手当支給法第二十條第一項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在する事業所又は事務所（健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所又は主たる事務所を有する船舶所有者（船員保険法第三條に規定する場合は船主）、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者、当該地域に主たる事務所を有する厚生年金保険法附則第四條の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所若しくは事業所若しくは事務所を有する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三條第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月三十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月三十一日から平成二十三年七月二十八日まで間に到来するものについて、平成二十三年七月二十九日とする。  
平成二十三年六月十日  
厚生労働大臣 細川 律夫

指定地域  
青森県  
茨城県